

## 個人情報取扱特記事項

### (基本事項)

第1条 この契約により、四條畷市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により刑罰が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正な管理)

第3条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める必要な措置として、個人情報の取扱に係る管理規程等を整備するとともに、管理責任者を選定して管理体制を整備しなければならない。
- 3 受注者は、この契約における個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）及び保管場所を定め、入退室の規制、防犯防災対策その他の安全対策の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、この契約の業務に着手する前に、前2項に規定する措置の内容を書面により発注者に報告しなければならない。

### (事務従事者への周知)

第4条 受注者は、この契約による事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対し、次の各号に掲げる個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 作業場所から個人情報を無断で持ち出してはならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要と認めること。

### (教育の実施)

第5条 受注者は、事務従事者に対し、この契約により遵守しなければならない事項、個人情報に関する法令等（四條畷市個人情報保護法施行条例及び四條畷市個人情報保護法施行条例に関する規則を含む。）に関し、必要な研修を実施しなければならない。

### (収集の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとする。ただし、発注者に事前の承諾を得ることを条件に委託（以下「再委託」という。）を行うことができるものとする。

- 2 受注者は、前項ただし書により再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。
- 3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も準用する。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第10条 受注者は、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を届け出て、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第11条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査及び勧告)

第13条 発注者は、受注者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、定期的に受注者に報告させ、又は随時実地に調査することができる。

2 受注者が、委託業務の全部又は一部を再委託するときは、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受注者を通じて又は発注者自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

3 発注者は、受注者の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(書面の解除及び損害賠償)

第14条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第15条 受注者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。